

市町村と県による協働電子図書館 事業の概要

令和4年（2022年）8月より、長野県民は だれでも いつでも どこからでも使える「市町村と県による協働電子図書館」が始まることになりましたので、概要をご紹介します。

（1）図書館用の電子書籍サービス（電子図書館）とは？

公共図書館・公民館図書室のウェブサイトからリンクする電子図書館サイトで、ログインし、読みたい電子書籍を選び、借りて、読むことができるサービスです。個人向けの電子書籍とは異なり、公共図書館を通じたサービスが出版社等から許諾されているものが対象となります。

- 協働電子図書館は、「一般書の電子書籍貸出サービス」として、株式会社メディアドゥの「OverDrive」※¹⁾をプロポーザルの結果選定しました。
- 協働電子図書館のほか、県立長野図書館では、独自に「専門書の電子書籍閲覧サービス」を導入します。プロポーザルの結果、株式会社紀伊國屋書店の「KinoDen」を選定しました。

（2）なぜ、いま「電子図書館」が必要なのか？

デジタル化社会の到来により、本などの紙媒体が中心だった「情報の形」が大きく変わってきています。それにより、ウェブを通じて誰でもさまざまな情報に簡単にアクセスできるようになったほか、テレワークやオンライン授業の普及など、人々のコミュニケーションの形も変化してきました。

また、新型コロナウイルス※²⁾や令和元年の台風19号による水害、学校教育の情報化（GIGAスクール）※³⁾、読書バリアフリー法※⁴⁾の施行など、社会全体として向き合わなければならない近年の大きな課題や流れもあります。

そうした中で、一人ひとりの「知りたい・読みたい」に応えることが大きな役割である図書館も、サービスや提供する情報資源のあり方を社会状況の変化に対応させていくことが求められており、電子図書館はそのための有効な手段の一つです。

従来のリアルな図書館のサービスに加えて、ICTの活用によって、デジタルだからこそできる強みを生かし、感染症や災害等に影響されにくい、持続可能な図書館サービスを実現します。また、これまでさまざまな理由で図書館を利用しにくかった住民にとっても、学びや読書のきっかけとしていただけることが期待されます。

（3）市町村と県による協働電子図書館事業の目的

全ての県民が、居住する地域や世代の違い、障がいの有無等にかかわらず、いつでも、どこからでも、無償で、必要とする情報（電子書籍）にアクセスできる環境を構築するため、県内の公共図書館・公民館図書室が連携・協働し、県民の「学びの基盤づくり」と「公正な社会づくり」に寄与することが事業の目的です。

（4）市町村と県による協働事業である意義

協働で事業を実施する意義は、市町村と県とが協力し合うことによって、長野県内のすべての住民が、身体的・環境的・経済的なバリアを超えて、図書館を介して自由に情報へのアクセスができる環境を構築できることです。

地域の公共図書館・公民館図書室を通じて利用申込を行ったり、利用支援を受けられたりすることは、住民の皆さんにとって電子書籍をより身近に感じていただくことにつながります。また、電子書籍がきっかけとなり、リアルな図書館の良さにも改めて気付いていただくことや、一人一人が、学んだり、読書したりする際、自分にとっての「リアルとバーチャルのベストミックス」を選択できるようになるという期待もあります。

さらに、各地域で作成されている歴史や文化、自然など、オリジナルの資料を電子化して、電子書籍の本棚に置いて活用することも可能になります。

教育県と呼ばれてきた長野県発の取組として、図書館・図書室を起点に、地域の学校や社会教育施設、出版・流通等の関連業界の皆さんとも連携し、住民の方々、情報を活用し新しい価値を創り出す人々と共に、学びの文化、読書文化を醸成していくことに、大きな意義があります。

(5) 協働電子図書館の概念図



※ (公財) 長野県市町村振興協会の令和4年度宝くじ助成事業として、コンテンツ費をご支援いただきました

(6) 協働電子図書館を利用できる人

長野県内の全ての市町村に在住・在勤・在学し、電子図書館の利用申込をした方は、誰でもご利用いただけます。

(7) 協働電子図書館の利用申込について

電子図書館の窓口がある図書館で、利用申込を行っていただきます。利用申込が始まる時期や、窓口がある図書館・室等、詳細は追ってお知らせします。

(8) お問い合わせ先

詳しくは、市町村と県による協働電子図書館運営委員会へお問い合わせください。

- ・ 運営委員会副委員長 坂城町立図書館長 鈴木康之 (電話：0268-82-3371)
- ・ 運営委員会委員長 県立長野図書館長 森 いづみ (電話：026-228-4939)

※1) OverDrive は、長野県内では、高森町の導入事例があります。

※2) コロナ禍による第1回目の緊急事態宣言下で、全国では最大92%、長野県内では約70%の図書館が休館となりました。

※3) コロナ禍の影響でGIGAスクール構想が前倒して実施され、小・中学校でのタブレット配布、高校でのタブレット購入が進んでいます。

※4) 令和元年に読書バリアフリー法が成立し、果たすべき役割に応じて、アクセシブルな電子書籍等を充実させること等が、図書館にも求められています。